

神戸市療育ネットワーク会議「第3回 就学前の発達の気になる子どもの支援体制検討会議」  
議事要旨

(日 時) 令和2年12月17日(木) 15:00~17:00

(場 所) 三宮研修センター 705会議室

○…委員意見・質問 ●…所管部署等の説明 ※いずれも要約

### 1. 会議の進め方と検討課題等の確認

- 当会議は4つの段階で議論を進める。①現状の把握、②課題の抽出、③あるべき姿の検討、④課題の解決方法の検討(仕組みの見直し、支援の充実等)

まず、神戸市の支援体制の現状を整理し、ご理解いただいたうえで、課題解決に向けた議論に進める。

- 当会議の検討内容は、①相談窓口の整理と役割分担の明確化(市民と関係機関への周知方法)、②就学相談、就学時のつなぎ、③支援情報の一元管理・システム化、としている。

- 就学前の子どもたちの支援の充実のために長期的に取り組む必要があるため、当会議は来年度以降も継続して開催していきたいと考えている。

### 2. 神戸市こども家庭センターの調査について

<事務局より資料1について説明後、質疑応答>

- 「神戸市こども家庭センターにおける発達相談の状況調査(速報版)」について概要説明

○調査資料の「記載なし」の意味について

- こども家庭センターの児童福祉司が記載した相談記録を読み取り、その内容を分類してデータ化したため、記載されていない内容は「記載なし」として表記している。

### 3. こうべ学びの支援センターについて

<事務局より資料2について説明後、質疑応答>

○学校の現場でも相談件数が増加しているが、学校からの相談内容に変化はあるのか。

- 統計的にお示しするものはないが、それほど大きく変わっていない。

○中学生の相談が増加した等、学年によって変化はあるのか。

- 相談対応の中心となるのは、小学校低学年。その時期に、読み書きや学習についていけなくなる等の課題が出てくるので、相談件数が多い。

○学びの支援センターでは、電話相談を受けているのか。

- 電話相談は受けていない。

○「保護者・学校からの相談」について

- 相談の始まりは、「保護者が学校を通して」「学校が保護者と面談をして」となるが、受け付けてから実際の検査面談までに2か月程度かかる。待機期間や出向くことの抵抗感から保護者の方からの辞退もある。

○「医療教育相談」後の状況について

- 当センターの検査面談は継続しないので、医療教育相談で医師より医療機関への受診をアドバイスされ、実際に医療機関を受診される方もいれば、学校の対応の中で適応していきたい

という考えの保護者の方もいる。

- 通常学級に在籍している児童・生徒に関しても、相談後は、個別の指導計画が立てられているのか。
- 計画を立てることを必須としている。

#### 4. 神戸市の発達相談支援体制について

<事務局より資料3, 4について説明後、委員による意見交換>

- 各機関の役割が明示されており、これまでより分かりやすくなった。こども家庭センターに「家庭間調整を必要とする専門的な相談機能」を明記したことはよい。子どもの発達に関する相談や支援だけでは限界のあるケースもある。家庭への踏み込んだ働きかけが出来る機関を支援者が知ることで、障害児支援事業所等が気になるケースを抱え込まずに支援ができる。
- 「私立保育園連盟子育て相談室」と「私立幼稚園連盟相談室」の位置づけは異なるのか。
- 最終的には各連盟の確認が必要だが、事務局の理解としては、私立幼稚園連盟の相談室は心理士が発達検査をされているので、私立保育園連盟子育て相談室とは分けて位置づけた。
- 児童発達支援、放課後等デイサービスの質の向上について、神戸市の現状を伺いたい。
- 児童発達支援や放課後等デイサービスの事業所に関する監査指導は福祉局が所管しており、事業所への巡回指導を行い、昨年度より合同研修も実施している。
  
- 保護者の方が、まず最初に電話をしたら相談に乗ってもらえる電話窓口がほしい。
- 市民に一番身近に感じる相談機関は区役所だと思う。
- 現状では区役所が一般的な電話の窓口だが、専門的な内容になると対応に限界がある。そこで、今考えているのは、発達に関する相談支援機関について、それぞれの機関の職員がある程度の対応ができるような資料を作成して周知したいと考えている。保護者の方も同様にホームページ上で確認できるもの。そういう意味では、最初の相談は生活の場と子育て相談窓口となるため、それらの機関の職員が分かるようなマニュアル的な資料を想定している。
- 保育所や幼稚園、認定こども園などに所属や関係があれば、そこが身近な相談の窓口の1つになる。もう1つは、乳幼児健診でも相談が始まることが多い。しかし、次に相談するところが、こども家庭センターや医療機関、療育センターだと少しハードルが高い。学校では、多少ハードルは高いが学びの支援センターがある。学校教育では、特別支援コーディネーターの先生が各所にいる。就学前でも、お互いその機能を知り相談しやすくなることも必要である。
- 乳幼児健診時に子どもの発達に関して上手に説明できない保護者もいる。保育園で気になる子がいる場合は、乳幼児健診の前に園から区役所に相談しておく、健診時にうまく相談につながっている。(情報共有の必要性)
  
- 発達専門相談機関に位置づけられている「児童発達支援センター」「特別支援学校」「特別支援教育課教育相談室」について、ご説明いただきたい。
- 児童発達支援センターは、通所支援以外にも、相談支援や保育所等訪問支援などの地域支援を行うことが国で定義づけられている。特別支援学校には専門職の先生がおり、センター的機能として小中学校の特別支援学級に在籍する児童の相談や、巡回訪問指導を行う。特別支援教育課の教育相談室の電話対応は、1つ目の相談窓口に近い。特別支援教育課としても、今年度よりわかりやすい窓口の検討を始めている。

- 相談支援機関としての障害児相談支援はどこに位置づけられるのか。神戸市では、社会的な支援が有効に作用しておらず、障害児支援利用計画についてもセルフプランが多い。
- 現状としては、相談支援事業所の数が増えていない。アンケートからは、相談支援事業所の採算が取れない、相談員が1人の職場が多い中で職員が孤立する等の課題がある。また、就学前の子どもの相談では、窓口が多くて複雑に感じる、関係機関が多い、成長が早くマネジメントが難しいなどが挙げられている。コーディネーターの知識や経験が必要である。
- 障害児相談支援事業所は、障害福祉サービス利用のためのサービス等利用計画の作成する方が対象となり、対象者が限定される。制度上は基本相談（サービス利用以外の一般的な相談）も含まれるが、基本相談は報酬にならないので、基本相談は地域生活支援センターや区役所が窓口になると思う。障害児相談支援事業所や地域生活支援センターは、発達専門相談機関ではなく、身近な相談機関の位置づけかと思う。
  
- 発達障害を診察できる医療機関が少ないという点に関して、様々な研修会に熱心に参加されている医師も多いのが実情だが、心理士を診療所に置くことはコスト面から大変難しい。
- 発達は長期的なサポートが必要なので、医療機関単独ではなく、療育機関や児童発達支援事業所とのつながりやバックアップシステムが必要である。
  
- 幼稚園の立場から考えると、相談を受けたい保護者がいても、予約待ちの期間が長すぎると、もういいかなと相談をやめてしまう場合がある。相談を受けたい時に出来るだけ早く相談につなげられる体制を作ることが第一である。
  
- 神戸市の発達相談支援体制について、支援機関は相互に関連しあっており、切り分けることができにくいので、役割を明確化することは難しいかもしれないが、きっぱりとした役割の線引きはできないにしても、各機関が、業務について、どこに重きを置くかということを確認しておくことは大切である。
  
- 市民への広報（周知）については、今の若い世代は、パンフレットのような活字の情報はあまり見ない。パンフレット等も必要だが、動画や画像も取り入れて、相談機関のイメージが湧くようにした方がよい。
- 市民への広報を行う際には、ホームページ上で図をクリックすると、相談機関の連絡先などの情報につながるとよい。また、フローチャートなどがあると分かりやすい。  
市民への周知と同時に支援者への周知も必要。園長会等で説明・研修会を行い、職員へ周知してもらおうとよい。
  
- 療育の場面においては、子どもだけでなく親のアセスメントも非常に重要である。療育・保育に関わる専門職には、親のアセスメントもして頂きたい。あるいは、親のアセスメントができる専門機関・専門職としっかり連携して頂きたい。
  
- 支援体制の整理や見直しを行う上で、地域での子育て、子どもは地域で育ち、育てるという視点を忘れてはならない。